

行政の 焦点



長時間労働により睡眠時間が不足すると疲労が蓄積し、脳心臓疾患の発症率や死亡率を高める。つまり、過労死する危険がある。ということは多くの方が知っていますが、現実には次のようなケースが繰り返されてきました。

● 突然死
地方都市の小さな営業所に勤務するAさん（43歳）は、早春の深夜、自宅アパートで就寝中に突然呼吸が荒くなりうめき声を発し、これに気づいて目を覚ました妻が介抱して中学生の長男が直ぐ

に119番通報したものの、救急隊到着時ですでに意識がありませんでした。

過労死等ゼロをめざして

た。搬送先の病院で死亡が確認され、最終的な死因は心停止と判断されました。

前日は、午後11時30分頃に退社し、帰宅したのは午前0時頃と推定されました。入浴後に用意された夕食をつまみにビール350ミリリットルを飲んで、床に就いたのは普段どおり午前1時近くと考えられ、変わったこ

とといえば、台所に割れたコップが片付けられていたことぐらいでした。

● 労災請求

妻は、長時間労働による過労が原因として、労災保険の遺族補償年金を請求。調査の結果、休日出勤も含めて、発症前2カ月間に月平均80時間を超える時間外労働が認められ、労災認定基準に示される長期間にわたり著しい疲労の蓄積をもたら

成や受発注などの事務作業に追われ、顧客の要望に応えるため、深夜の退社が常態化していました。

● 勤務時間管理

タイムカードはなく、パソコンの勤怠管理システムに自己申告で入力することとなっていたものの、内容には不自然な点がありました。Aさん自身も「若い社員が実際の勤務時間を入力して、上司から注意された」など

す特に過重な業務に就労したものと判断して業務上と認定されました。

● 日常業務

Aさんを含め営業所員は3名、それぞれ社用車で担当エリアごとに販売店や企業などの顧客を訪問し営業活動を行うのが主な仕事でした。昼間は無人になるため顧客等からの電話は携帯電話で受け、帰社後は見積書の作

と妻に話しており、調査では、パソコンのログや警備記録等から労働時間が推定されました。

● 業務量の増加

Aさんの会社では、当時何度か組織変更が行われ、そのたびに徐々に営業所員が減って担当ごとのエリアが広がっていました。死亡の半年前には県外の営業所長が所長を兼務することになり、所

長代理業務を担うAさんの負担はさらに増えました。

● 残業時間縮減対策

会社でも以前から残業時間を問題視し、営業所では週に1回は早めの退社をと呼びかけたものの長続きしなかつたそうです。同僚は、せめて事務員がいれば顧客との電話連絡や事務作業が軽減されるためパートの採用を要望していたが……。

● それでも働き続けた

Aさんは社員が減るたびに「次は俺の番かもしれないから気を抜けない」と営業成績の維持にプレッシャーを感じつつ、妻に「いつか過労死するかも」ともらっていたといいいます。

これは、少し前の事例を参考に構成したもので、Aさんの長男もそろそろ社会に巣立つころです。いま長時間労働を是正するための積極的な取り組みが求められています。